

厚労省身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会開催

2019年4月26日、厚生労働省は、第1回「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会」を開催しました。検討会の目的は、「身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づく身体障害者補助犬の訓練や認定のあり方について検討し、適正な訓練・認定の実施に資すること」となっています。

同法(介助犬、聴導犬)および道路交通法(盲導犬)に基づき、介助犬、聴導犬、盲導犬が認定されており、認定機関として、平成31年3月末で、介助犬の指定法人7、聴導犬の指定法人6、盲導犬11法人(訓練施設が認定)があります。また、訓練事業者は、介助犬26、聴導犬20、盲導犬11(訓練施設と呼び認定機関も兼ねる)があります。平成31年3月末で、介助犬69頭、聴導犬69頭、盲導犬941頭が稼働しています。

訓練および認定の実態を調査したところ、訓練事業者については、○医療機関や指定法人と連携できておらず、身体障害の評価が不十分である可能性がある、○訓練記録、契約書、手順書等、書類の整備が不十分な事業者が多い、○訓練は訓練士の経験に基づいて実施されることが多い、○認定後使用者の社会参加の状況はフォローアップできていない事業者が多い、○「人」よりも「犬」の知識や訓練に偏重している傾向がある、○訓練事業者同士の横の繋がりが希薄で、ノウハウの共有が難しいなどの問題があること、また、認定を担当する指定機関においては、○認定審査

会における審査内容や時間が法人によって異なっている可能性があり認定の質に影響を及ぼしている可能性がある、○衛生管理の確保の検証が行われない、○審査会の構成員が規定を満たさない等、課題のある法人が見られたことなどから、身体障害者補助犬の質を一層確保するために今回の検討会が開催されるようになったとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000151161_00001.html

国土交通省が「バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドライン」を作成

2019年4月12日、国土交通省は、「バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドライン」を公表しました。

これまで、国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、平成20年に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」(平成28年改訂)、平成30年10月に「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を作成してきましたが、それらの内容の見直し・拡充を図り、1つに統合した新たなガイドラインとして作成したものです。

バリアフリー法は、平成30年5月に一部改正され、「移動等円滑化促進方針」(マスタープラン)を作成し、おおむね5年ごとにマスタープランや基本構想を見直すことや、都道府県の関与を強化すること、公共交通事業者及び道路管理者からの施設設置に係る届出制度を設けることなどが規定されました。

また、平成 30 年度に開催した学識経験者や障害当事者、交通事業者による「基本構想等に関する検討会」においては、基本構想の見直し方法や都道府県が効率的・効果的な関与を行う際のポイントの整理、施設間連携による一体的なバリアフリー化の事例収集等を行いました。これらを踏まえて、内容の見直し・拡充がはかられたとのことです。

主なポイントは、次のとおりです。

○市町村がマスタープランを新規に作成しようとする場合に参考となる、作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加

○市町村がマスタープラン・基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加

○都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加

○施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000199.html

国土交通省が交通事業者による接遇研修充実のためのモデルプログラムを作成

2019 年 4 月 10 日、国土交通省は、2017 年 2 月に決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえ、交通事業者による接遇研修を充実し、高齢者や障害者等に対する一定水準の接遇を確保するための研修モデルプログラムを作成しました。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、政府全体で「心のバリアフリー」に取り組むこととされています。

国土交通省は、同行動計画に基づき、高齢者や障害者等に対する交通事業者による一定水準の接遇を確保すべく、2018 年 5 月に「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成・公表しました。

さらに、今回、この「交通事業者向け接遇ガイドライン」の実施を促進するため、「交通事業者向け接遇研修プログラム作成等のため

の検討会議」において検討を行い、交通事業者による接遇研修を充実するための研修モデルプログラムを作成したものです。

同研修モデルプログラムは、鉄軌道編、バス編、タクシー編、旅客船編、航空編の 5 種類があり、それぞれが次のようなカテゴリから構成されています。

カテゴリ 1: 基本理念の理解

[1]職場のバリアから考える接遇の心構え

[2]法令や社会的背景から学ぶ「心のバリアフリー」の基本

カテゴリ 2: 障害理解と接遇技術の基本

[3]障害の特性と基本の接遇方法

[4]接遇ガイドラインに基づく接遇方法

[5]接遇方法の実技実習

[6]障害の疑似体験

また、研修時の配布用資料として副教材も用意されています。

さらに、研修講師の依頼先として、障害当事者講師の障害窓口・研修実施団体／企業リストもあり、充実した内容になっています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html

JDFがパラレルレポート(日本語版)を公表

2019 年 5 月 21 日、日本障害フォーラム(JDF)は、国連権利委員会に向けたパラレルレポート(日本語版)を公表しました。パラレルレポートの位置づけは、次のとおりです。

障害者権利条約(「権利条約」)第 35 条第 1 項により、各締約国は、国際連合事務総長に対し、「権利条約」が関係締約国において有効となった後 2 年以内に(その後は 4 年ごとに)、この条約に基づく義務を履行するためにとられた措置に関する報告(「政府報告」)を提出します。

国連の障害者権利委員会(「権利委員会」)は、その報告を検討し、「事前質問事項」という追加情報を政府に求めます。政府は、それ

に回答し、「権利委員会」は、その回答に基づき、政府代表団と直接に質疑をする機会（「建設的対話」）をもち、その結果をうけて、「総括所見」を採択します。

「総括所見」では、良い点とともに改善点も勧告され、場合によっては、改善結果を「権利委員会」に報告することが求められます。

パラレルレポートとは、これらの一連の審査プロセスのなかで、各国の市民社会組織が「委員会」に提出する独自の報告のことで、「代替報告(Alternative Report)」と呼ばれています。パラレルレポートは、「事前質問事項」決定の前や「建設的対話」の前などいくつかのタイミングで提出されます。今回のパラレルレポートは、「事前説明事項」を決定する前に、委員会に提出されるものです。

日本政府は、平成 28 年 6 月に政府報告を提出しており、日本の審査は令和 2 年頃に実施されるようですので、「事前質問事項」の決定は、本年度採択の予定です。そのために、JDFは、それに間に合わせるべくパラレルレポートを作成したということです。今後、英訳をして「権利委員会」に提出されるとのことです。

パラレルレポートは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

http://www.normanet.ne.jp/~jdf/data.html#page_top2

海外情報

[米国]2019 年 4 月の障害者雇用率は横ばい

2019 年 5 月 3 日に米国労働統計局(Bureau of Labor Statistics (BLS))が 2019 年 4 月の雇用統計を公表しました。それによれば、障害のある人の労働年齢人口(16-64 歳)の雇用率は、2018 年 4 月の 30.6%から 2019 年 4 月の 30.9%にわずかに上昇したとのことです。(障害のない人の雇用率は 73.8%から

74.3%)。男女別では、男性が 33.0%から 33.8%(同 79.5%から 79.6%)女性が 28.2%から 28.3%(同 68.3%から 69.2%)となっています。

米国は、失業率が 3.6%と 1969 年 12 月以来の約 49 年ぶりの低水準にまで改善しているにもかかわらず、障害者の雇用率が横ばいであることは、障害者雇用には、単なる景気対策ではない対応の必要性を示唆しているのではないかと考えられます。

雇用統計は、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.bls.gov/news.release/empsit.nr0.htm>

[英国]障害のある音楽家へのアクセシビリティに関する調査結果

「attitude is everything」というチャリティ団体は、非営利団体や企業などの事業が聴覚障害者や障害者にとってよりアクセシブルになるようにそれらの団体を支援する活動を 18 年間行っています。

同団体は、観客、アーティスト、音楽業界と協力しながらライブ音楽業界のアクセシビリティを支援する Arts Council England という部門を運営しています。例えば、英国の 160 以上のライブミュージックイベントやフェスティバルの開催地のアクセシビリティを調査したり、アクセシビリティを確保するためのコンサルタント業、スタッフの訓練などを行っています。

この部門が、障害のある音楽家を調査した Next Stage という調査の結果を 2019 年 5 月 9 日に公表しました。

その報告書によれば、96 人の障害のあるアーティストを調査したところ、例えば、次のような結果が得られたとのことでした。

・障害のある音楽家の 3 分の 2 以上が、自分のキャリアを損なう恐れがあるために自分の障害を隠しており、そのために、ライブを行うことで自分の健康を害することになったと述べ

た。

・アーティストの半数がリハーサル場所を探す際にアクセス問題に遭遇した。

・アーティストの 96%が、業界が経験を共有できれば、よりアクセシブルになると考えている。

それ以外にも、いろいろな調査結果が示されています。詳しい調査結果は、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://www.attitudeiseverything.org.uk/news/next-stage-survey-reveals-the-hidden-barriers-faced-by-disabled-artists>

[ロシア]国際会議「EU とロシアにおける障害者の権利と幸福」開催

EUによれば、2019年4月19日、「EUとロシアにおける障害者の権利と幸福」をテーマとした国際会議がモスクワで開催されたとのことです。ライフルート財団(Life Route Foundation)とガレージ現代美術館(Garage Museum of Contemporary Art)が共同で開催しました。

この国際会議は、EUが資金を提供するプロジェクト「広報文化外交－EU とロシア(Public Diplomacy. EU and Russia)」の一環として実施されました。このプロジェクトの目的は、ロシアとヨーロッパの人々の社会的対話を促進することで、ロシアとEUの社会のより良い理解をすすめる、EUとロシアの関係を改善することです。2017年以来、異なるテーマで会議を実施してきました。

今回の対話のテーマは、障害のある成人の(脱)施設化、障害者の就業の見通し、愛とロマンスに関する障害者の権利でした。これらのテーマについてEUの参加者がモスクワに行き、ロシアの参加者と対話を行いました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)
https://eeas.europa.eu/delegations/russia/61115/international-conference-rights-and-well-being-people-disabilities-eu-and-russia_en

[WHO]毒蛇咬傷の予防と管理のための新しい戦略の詳細を発表

世界保健機関(WHO)は、2019年5月6日、毒蛇咬傷(Snakebite envenoming)の予防と管理のための新しい戦略の詳細を発表しました。

WHOによれば、世界では、毎年約540万人が毒ヘビに噛まれ、180万から270万人がヘビ毒の被害を受け、81,000人から138,000人が命を失い、40万人が四肢の切断や腎不全などの障害をもつにいたるとのことです。ほとんどは、アフリカ、アジア、ラテン・アメリカの低所得国や中所得国の貧しい農村地域に暮らす女性、子ども、農民に発生しており、アジアでは、毎年200万人がヘビ毒の被害を受けています。

ところが、ヘビに噛まれることが日常化している国々では、それを報告されることが少なく、毒蛇咬傷は、「顧みられない熱帯病」と呼ばれています。

抗毒素製剤が有効ですが、統計的なデータも満足にないことから、各国では十分な対応がされず、結果的に抗毒素製剤需要が低いために、過去20年の間に製造業者が生産を中止し、いくつかの抗毒素製剤の価格が急激に上昇し、貧しい人々は購入できない、偽薬が市場に出回るといったような事態になっているとのことです。

今回の戦略では、安全かつ効果的な治療の確保、住民のエンパワメント、医療体制の強化、関連機関との協力などを掲げ、2030年までに、死亡と障害を50%減らすことを目標にしています。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.who.int/news-room/detail/06-05-2019-snakebite-who-targets-50-reduction-in-deaths-and-disabilities>

情報フォルダー

バリアフリー観光体験 in セブ

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 参与 上野 悦子

2018年11月にセブ島を障害のある人と訪問した時の記録。そこでリハビリテーション協会がかつて支援したセブ島での車いす制作事業のその後を見ることができたので紹介します。

旅のはじめに

成田空港から4時間40分後、セブ国際空港に降り立つと暖かい空気に包まれた。空港は2018年7月に大きくリニューアルされ、以前のローカル色の面影は全くない。空港はセブ州のマクタン島にあり、大きな橋を渡り、しばらく行くとそこにはセブ市が広がる。

セブ市在住のアデラさんユキさん夫妻を、香港のキムさんラムさん夫妻と共に筆者は夫と訪ねることになった。香港のキムさんは1987年にJICA 障害者リーダー研修に参加、アデラさんは1989年にJICA 障害者リーダー研修参加者だ。6人のうち、4人にはポリオによる障害があり、うち2人が車いすユーザーということからセブでバリアフリー観光を体験することとなった。

セブ州の人口は約463万人(フィリピン全体の人口は1億981万人)でセブ市は約92万人。マニラ首都圏に次ぐ大都市である。空港から約40分でCebu Century Plazaホテルに到着。このホテルはアデラさんの兄が代表を務め、家族で運営するJESA Management Corporationの経営で、色々な店やカジュアルなレストランが連なる一角にある。ホテルの部屋はシンプルだが広くてゆったりしている。部屋のハンガーは高い位置と低い位置の両方があり車いすユーザーも自分で服を掛けられる。バスルームの入り口には段差がなく、シャワーコーナーにはイスが置いてある。バスタブ

はもともとついていない作りだ。ホテルのアクセシビリティの改善は、車いすユーザーのアデラさんのアドバイスによるもの。この日から4泊5日の生活空間だ。

ホテルに到着早々、ユキさんとアデラさんの自宅へ向かう。到着すると早々5匹の犬たちのにぎやかな鳴き声に迎えられた。



ドーナツの形をした家の2階は広いバルコニーで、私たちはそこでアフタヌーンティーに招待された。壁のない広い空間にいるとさわやかな風が頬を通り抜ける。

バルコニーでは、葉っぱに包まれたもち米を使った地元のお菓子やマンゴー、お茶がふるまわれ、リラックスした中で、とぎれることなく会話がはずむ。

リゾートホテルで遊ぶ

次の日は10時にホテルを出発し、車で約1時間のマクタン島にあるJPark Island Resortホテルへ。大規模のウオーターフロントのリゾートホテルだ。





到着すると、日ごろからホテルのバリアフリーに助言しているアデラさんが外国の障害のある友人たちを連れてくるというのでホテルのジェネラル・マネジャーが歓迎してくれた。このホテルは施設をバリアフリーに改善したことで5スターホテルに昇格したそうだ。

早速アデラさんによるバリアフリールームのモニタリングに同行することになった。現在バリアフリールームは7つ。その一つのスウィートルームへ。バルコニーにもスロープがついて外に出られてホテルの敷地内とその先の海岸を一望できる。

アデラさんは、バルコニーに車いすで出られるのはここが初めてだ、という。



バスルーム内のタオルの置き場所の位置が低い。これなら車いすユーザーでなくとも背が低い人にも届く。



またバスルームのドアの内側に小さな取っ手がついている。これは、ドアノブに手が届かない人が内側からドアを閉めたい時に使われる。「これは必要！」と皆が口をそろえた。



他にも気が付いた点をマネージャーに伝えると真摯にメモをとっていた。JPark Island Resort はマレーシアにもあり、そちらのバリアフリーも検討するそうだ。

フィリピンにはアクセス法が 1983 年に制定されている。アデラさんによると実施はなかなか進んでいないということだが、一方セブ州ではアクセシブル観光条例が制定され、新しい建物のバリアフリーが進んでいるようだ。

ホテルの周りを散策のはずが、

朝食はいつもホテルと提携するオープンエアの食堂でとっていたが、次の日には、近くのカフェに行ってみようと思いついた。しかしホテルのある敷地を出るとでこぼこした歩道があり、上り坂。立ちすくんでみると、横の店で作業をしていたおじさんがにこにこして近づいてきて車いすを押ししてくれてあつという間に目的



のカフェにたどり着いた。しかしあいにく開店前。やむなく元来た道に戻り、いつもの食堂で朝ご飯。プチ冒険はうまくいかなかったが、人の親切が心に残った。

車いす修理工房の見学

次の日の午前中に、ホテル近くにある車いす

修理工房を見学。敷地は狭いが必要な機械や工具は備わっている。

前回筆者がセブを訪問したのは約 20 年前で、車いす制作の専門家（車いすユーザー）と一緒に



だった。アデラさんが当時代表を務めていた HACI という団体が車いす制作を始めたいとい

う希望を受けて、日本障害者リハビリテーション協会が郵政省のボランティア貯金につないでプロジェクトが開始された時だ。プロジェクト終了後も HACI は様々な協力や資金をつないで車いす制作を約 10 年間続けた。フィリピンで当時車いすを作っていたのは、首都圏のあるルソン島にあるタハナン・ワラン・ハグダナン（段差なきセンター）という障害者が働く民間団体のみであった。7,000 の島のあるフィリピンでは輸送が大きな課題のため地元で作りたい、と思うのは当然のことだろう。アデラさんたちボランティア貯金が終わった後も様々な資金をつないで継続してきた。しかし時の流れとともに HACI は 22 年の活動の幕を閉じることになった。その後気になっていたが、修理工房を見て「つながっていた！」と心から称賛した。それだけ必要性があるのだろう。



工房にはスタッフが一人いる。北海道にある、「飛んでけ、車いすの会」という団体が派遣した専門家から修理の研修を受けたそうだ。「飛んでけ、車いすの会」は車いすを必要とする人に、旅行でその地を訪問する人に届けてもらう活動を実施している北海道にある市民団

体だ。しかしアデラさんによると、修理工房はできたが車いす利用者がなかなか修理をしに来てくれないという。車いすに不具合が出て、家にいてがまんしているのではないかとアデラさんは気にかける。必要な人に情報が届くといいが。



見学を終えて、私たちは SM シーサイド・スカイパークという大きなショッピングモールへ移動。とても大きな建物で、スロープ、エレベーター、ユニバーサルトイレは完備。スカイパークという名前のおり、遠くに山並みを眺めながら歩ける長いデッキがある。この日は天気も良く、気持ちよく歩くことができた。

デッキの突き当たりにあるシーフード料理店がその日のランチ。手で食べる豪快な料理を堪能した。



その後モールから戻る途中、旧市街のコロ南通りを通り抜けた。この通りはフィリピン最古の道路と言われ、1960年代に建てら

れたという建物がそのまま残っているという。新しく開発された郊外のモールとの違いを感じながら車は通りすぎる。車窓からみると、車道と歩道の段差が少ない通りもある。限られたところだけを見てすべてを語ることはできないとつくづく思う。

旅を終えて

アデラさんは 1989 年に来日して以来(いやそれ以前から)、セブ島を中心に一貫してアクセシビリティの改善に取り組んできた。その実績から新しく建てられるホテルやショッピングモールからアドバイスを求められるようになっていく。

今回のように障害のある人が旅に出かけることで多くの問いかけが生じ、不便さを受け止める人たちがいれば、次の改善につながっていくのではないかと考える。何より旅には楽しめる要素がたくさんある。次はどこに行こうかと考えるワクワク感は障害のあるなしや年代に関わりなく同じことと感じた。

滞在中案内してくれたユキさん、アデラさんご夫妻には心から感謝している。



編集後記

「情報フォルダー」のコーナーでは、上野さんにセブ島のバリアフリー観光についての情報を提供していただきました。いつもと違い、カラフルな号になりました。

近年、バリアフリー観光にとりくんでいる国が増えてきました。3年前に、わが国のバリアフリー観光のとりにくみについて全国の観光名所の意識調査をしたことがあります。そのときは、あまり関心がなかったようでした。オリンピック・パラリンピックを契機に、わが国のバリアフリーやインクルーシブツーリズムが進展することを期待しています。(寺島)。